

第 7 条（保証）

採用者が、勤労日から起算して 3 箇月未満に専ら当該採用者の責による解雇または一身上の都合で退職した場合は、乙は第 4 条および第 5 条に基づき既に甲から受領した当該採用者についての報酬の次の期間に対する割合分を退職した日の属する月の翌月末までに甲に返還する。

1 箇月未満	・・・	第 4 条算出額の	7 0	%
1 箇月以上 3 箇月未満	・・・	同	3 0	%

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、甲の内定者に対する処遇、その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なることに起因する場合、または、甲の採用者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。